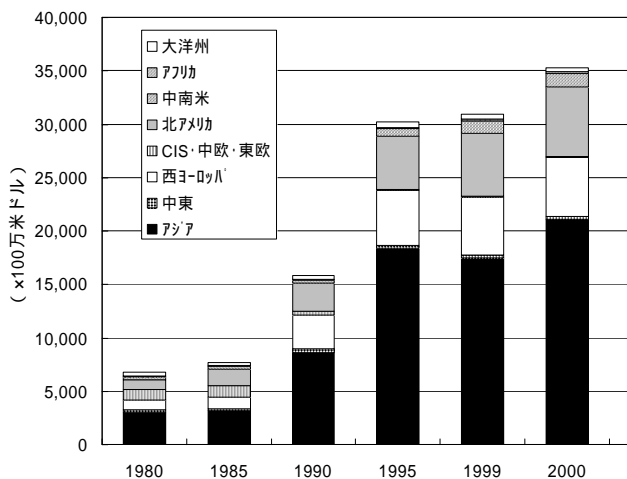


化学物質対策の現状と課題について

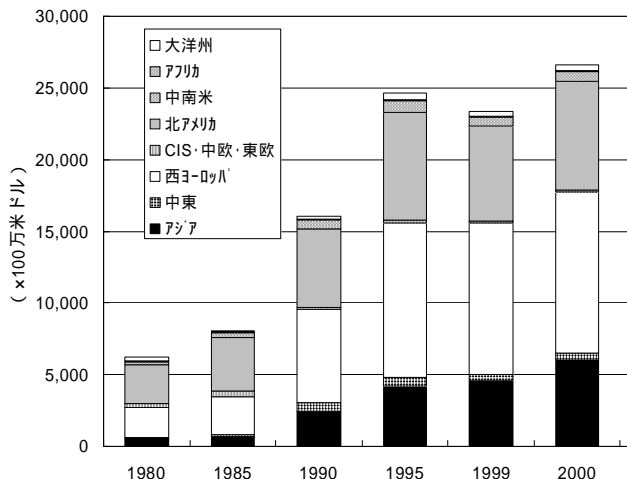
1. 背景

世界的に主要な化学製品の生産量は近年も減少しておらず、特にアジアにおける生産量は増加。また、我が国とアジアとの化学製品の貿易額とその割合は増加傾向。

化学品輸出額（地域別）



化学品輸入額（地域別）

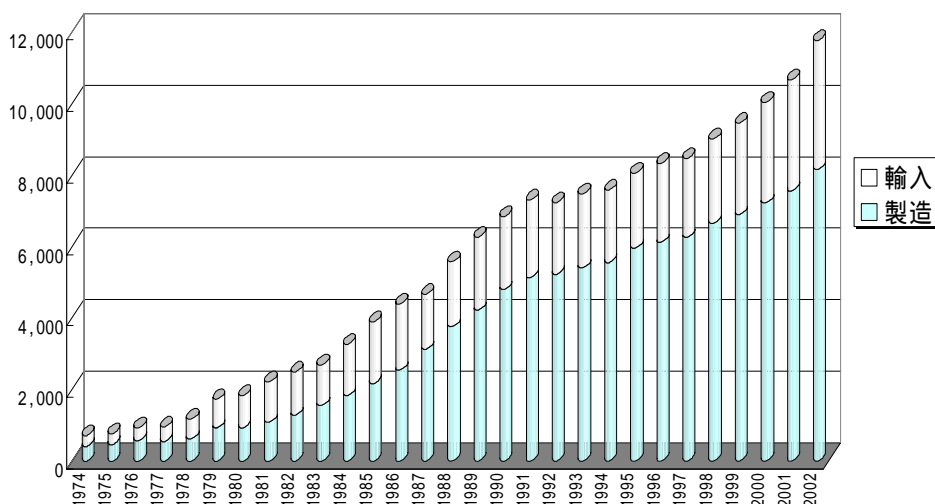


2. 環境の状況

(1) 新規化学物質の開発

製造・輸入される化学物質の種類は年々増加している。

化審法に基づく少量新規化学物質申出件数



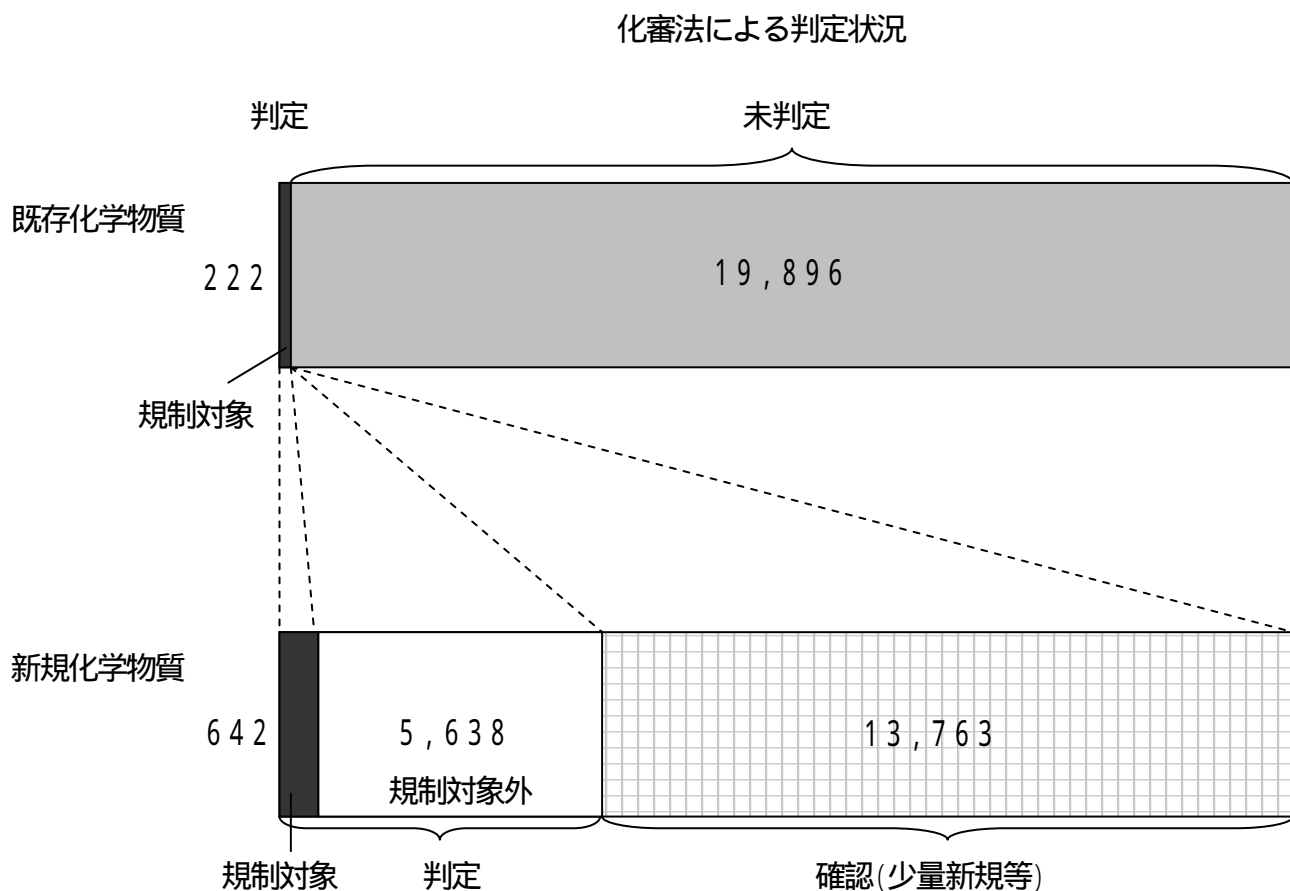
(2) 化学物質の環境中への放出等

PRTR 制度の対象となっている化学物質(354 物質)に限っても、総量で環境中に年間数十万トンが排出。

化学物質の長期継続的なモニタリングは、各種施策の効果を検証するために必要不可欠。一方で、PCB 等の POPs (残留性有機汚染物質) は事実上製造等の禁止措置が講ぜられた以降も生物中から検出され続けている。

(3) 既存化学物質の環境リスクの点検

我が国では数万種が流通していると言われている既存化学物質の環境リスクはほとんど判っておらず、それらの点検を促進することが急務である。



(H17年2月末現在)

3. 施策の状況

(1) 改正化審法の施行(平成16年4月施行)

環境中の動植物への影響に着目した審査・規制制度、環境中への放出可能性に着目した審査制度等が新たに導入

(2) 化管法(PRTR 制度等)の施行

平成11年に化管法が制定され、平成13年度より化学物質排出量届出制度(PRTR 制度)等が開始

海外のPRTR制度

国名	対象物質数	対象施設	把握開始
米国	667	製造業等(業種指定。従業員数及び年間取扱量で裾切り)	1987
カナダ	273	製造業等(業種指定。従業員数及び年間取扱量で裾切り)	1993
豪州	90	製造業等 (年間取扱量で裾切り)	1998
英国	170	製造業等(業種指定。年間排出量で裾切り)	1991
オランダ	69	環境管理法上の許可が必要とされる施設等	1976
日本	354	製造業等(業種指定。従業員数及び年間取扱量で裾切り)	2001

4. 取組の状況

(1) 既存化学物質の点検

国際的な枠組み(OECD)の下で、事業者や関係省庁と連携して生産量の多い物質から優先的に既存化学物質の点検作業を実施中。

事業者に毒性試験結果等の提出を求めている新規化学物質と異なり、既存化学物質の有害性評価には時間がかかる。同様の問題に対応するためEUでは新たな枠組み(REACH(化学品の登録、評価、許可及び制限)規則)の導入を検討中

(2) 新規化学物質の審査

改正化審法に基づき、環境中の動植物に着目した審査・規制制度等の運用開始。

(3) PRTR データの活用

平成13年度分より毎年度に届出等される化学物質の排出量等のデータを活用した事業者の自主的な取組等による環境リスクの削減の促進。

(4) 長期継続的な環境モニタリングの実施と各種対策との連携強化

平成17年度からは、化審法、化管法等の各種対策との連携を一層強化するとともに大幅に拡充強化して実施予定。

(5) 環境リスクの評価、管理及びリスクコミュニケーションの推進

国際的かつ各種施策と連携した環境リスク評価を実施するとともに、化学物質とその環境リスクについてのリスクコミュニケーションを積極的に推進。

(6) 小児を取り巻く環境保健への取組

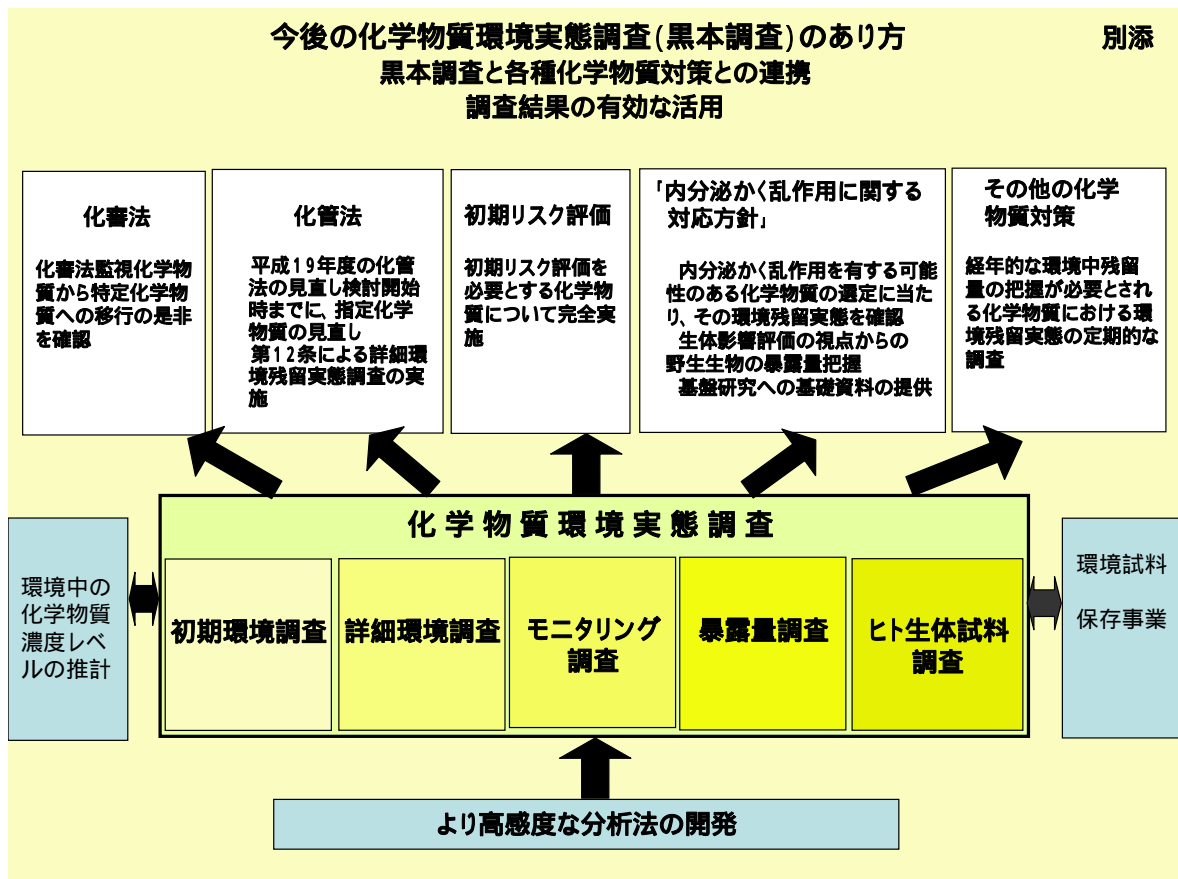
成人とは異なる暴露及び脆弱性が疑われる小児について、そのリスク評価手法の開発のための調査研究に着手。

(7) 国際情勢への対応、負の遺産の的確な処理等

地球規模での化学物質による環境リスクの低減に向けて、平成16年5月に発効したPOPs条約への的確な対応等、国際的に協調して取組。また、本条約に基づき、POPs等の負の遺産の処理等を推進。

欧州においては、ROHS(特定有害物質使用制限)指令の導入(平成18年7月発効)やREACH(化学品の登録、評価、許可及び制限)規則の導入に向けた具体的な動きがある中で、我が国においてもROHS指令で対象となっている鉛等の製品中での使用禁止に向けた事業者の自主的な取組が進んでいる。

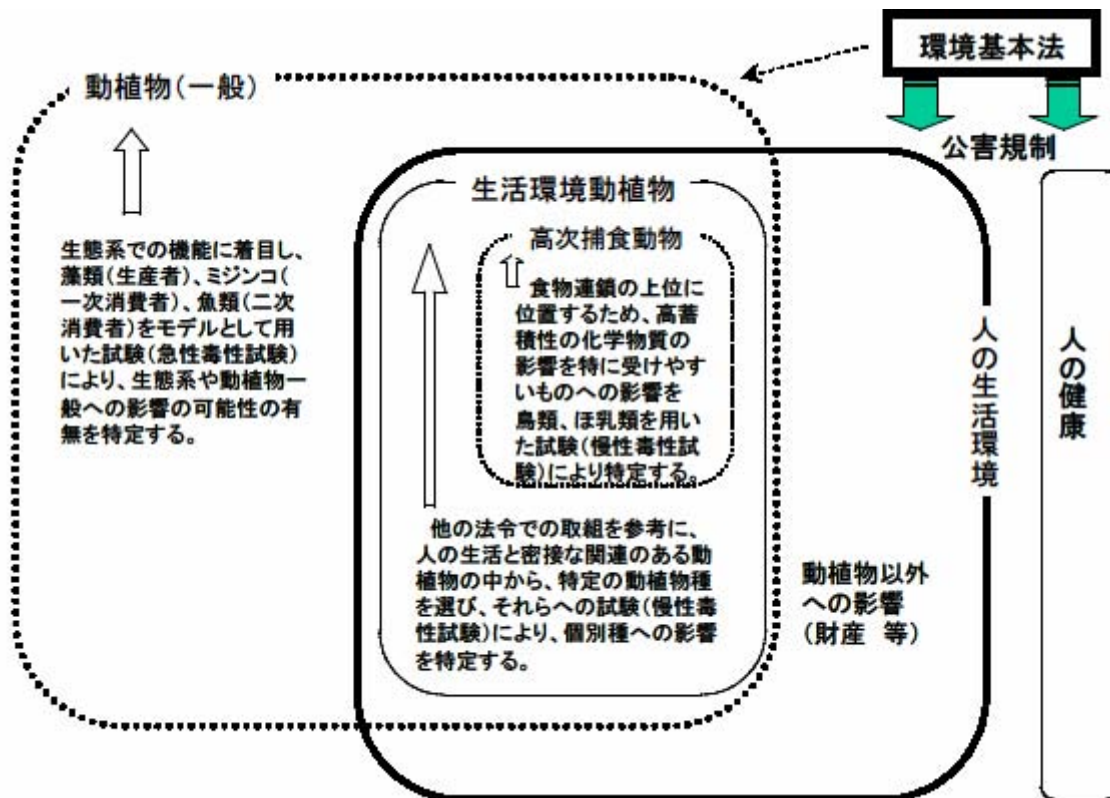
持続可能な開発に関する世界首脳会議実施文書(2002)において、「予防的取組方法に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価の手順と科学的根拠に基づくリスク管理手順を用いて、化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成することを目指す。」としている。



5. 今後の課題

- (1) 改正化審法（環境中の動植物に着目した審査・規制制度等）の的確な運用と、当該措置も踏まえたより普遍的な動植物及び生態系の保全のあり方をどうするか。

改正化審法における動植物の概念



- (2) 既存化学物質に対する環境リスク評価を推進するために、官民連携して有害性情報の収集を進めるとともに生態毒性の簡易推計手法の開発等を進める必要がある。
- (3) また、環境リスクの不明な多種多様な化学物質の取扱いのあり方をどのように提示するか。(予防的取組方策、リスクミニマム、PRTR データを活用した事業者の自主的取組の推進、及び的確な情報の提供等を含めてリスクコミュニケーションの一層の推進による国民の不安の解消と安全・安心の確保等)
- (4) 製造から廃棄、再利用等に至るライフサイクルを通じての製品中の化学物質による環境リスクの低減(環境中への排出量の低減)をどのように進めるか。
- (5) 化審法、化管法等の各種対策との連携した環境実態調査の実施による各種対策の一層の推進(化審法2特物質の追加、化審法 PRTR 対象物質の追加見直し、PRTR データと黒本データ及び推計モデルで得られたデータの有機的活用等)と、保存・管理されている過去の環境試料の有効活用や継続した環境試料の蓄積を図りつつ当該長期継続的な環境実態調査結果に基づく各種施策の有効性の評価の推進。

- (6) 負の遺産の処理等 POPs 条約への対応、GHS (化学品の分類および表示に関する世界調和システム) の早期導入等、引き続き国際的に協調した取組を推進。
- (7) 内分泌かく乱作用の観点や胎児・小児への影響など化学物質の新たな有害性の評価手法の開発や対策のあり方をどうするか。
- (8) 上記を踏まえた具体的な指標を提示する必要があり、そのために必要な関連情報 (有害性と暴露) の体系的な集約整理が求められている。